

保護者の皆様へ
令和 7 年度 2 学期から

ボートレース
未来基金で



学校給食費を無償化します

対象

下関市の市立小中学校で提供する学校給食

学校給食費等の納付について

令和 7 年度 1 学期分までの学校給食費は、納付が必要です。

口座振替の方

- ① 第 1 期（6 月 30 日引落）から第 3 期（9 月 1 日引落）までは、定額の引き落としとなります。※小学校 2,500 円、中学校 2,700 円
- ② 第 4 期（9 月 30 日引落）は、学校給食費の精算額とスポーツ振興センター共済掛金（370 円）の合計額の引き落としとなります。
※精算額は、9 月中旬に配付予定の「学校給食費等納付額精算通知書」をご確認ください。

納付書払の方

- ① 6 月に配付した「学校給食費等納付額決定通知書」に同封の納付書を使用して、金融機関で 第 1 期（6 月 30 日納期限）から第 3 期（9 月 1 日納期限）までお支払いください。
- ② 9 月中旬に配付予定の「学校給食費等納付額精算通知書」に同封する新たな第 4 期（9 月 30 日納期限）の納付書を使用して、金融機関でお支払いください。スポーツ振興センター共済掛金（370 円）の納付書も同封しますので、合わせて金融機関でお支払いください。

納付書払の方

★既に第 4 期以降をお支払い済みの方

還付手続きを行っていただき、申出された口座に還付させていただきます。
手続き方法については、10 月初旬頃、別途ご案内いたします。

よくある質問について

よくある質問について Q&A にまとめて下関市 HP に掲載しています。
QR コードを読み取って、ご確認ください。



学校給食の申し込みや停止の手続きについて

裏面をご確認ください。

(1) 下関市学校給食申込書

入学や転入等で新たに給食の喫食を開始する場合に学校へ提出するものです。児童生徒ごとの提出が必要ですが、一度提出していただくと、当該児童生徒が市立小中学校に在籍している間は有効です。(進級する際や市立中学校に進学する際に改めて提出する必要はありません。)

(2) 下関市学校給食停止(再開)届

食物アレルギーや長期欠席などの理由により、学校給食の全部または一部の停止を希望する場合、また、停止した給食の再開を希望する場合に学校へ提出してください。(進級する際は、改めて提出する必要はありません。市立中学校に進学する際は、改めて提出が必要です。)

(3) 飲用牛乳提供停止申請書

食物アレルギー以外の理由(牛乳を飲むことで体調不良となるなど)で飲用牛乳の提供停止を希望する場合に学校へ提出してください。(毎年度の提出が必要です。)

① 初年度及び中学校進学時

児童生徒の健康上の不都合について、かかりつけ医などと相談の上、飲用牛乳の提供を停止すべきかどうかを判断し、提供停止の申請を行ってください。

② 2年目以降

飲用牛乳の摂取に関して児童生徒の状況に大きな変化が見られない場合は、保護者の判断で提供停止の申請を行うことも可能です。

●学校給食における牛乳の必要性

文部科学省が小中学生の成長や健康を考えて定める食事基準において、小中学生に必要なカルシウムの50%を学校給食から取れるよう設定されており、学校給食で提供している牛乳(200ml)は、その重要な供給源となっています。

カルシウムは、骨や歯の材料になるだけでなく、心臓や筋肉、神経の活動やホルモンの分泌を助ける働きを持っています。カルシウムは体内での吸収率が低いため、カルシウムの多い食品を栄養バランスのとれた食事と合わせて食べることが、吸収率を上げるポイントとなります。日本では、慢性的なカルシウム不足が課題となっており、学校給食では、牛乳が子どもたちの成長を支える大きな役割を果たしています。体内に吸収されたカルシウムは、筋肉の収縮、神経伝達、骨や歯の形成などに利用されます。特に成長期には骨を大きく強くすることにも使われるため、大人以上にカルシウムが必要となりますので、下関市の学校給食では特別な事情がない限り、飲用牛乳の摂取を推奨しています。

●問い合わせ先

下関市教育委員会 学校保健給食課給食係 電話：083-231-1344